

秋田市立御所野学院高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

生徒が在籍する学校に在籍している一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。生徒たちをいじめから守るために、いじめについて次のように理解することが重要である。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと。
- ・いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒、見て見ない振りをする生徒の存在など、集団全体にかかわる問題であること。
- ・いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方では解決しないこと。

本校では、このような理解に立ち、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめ未然防止に努める。また、日頃から生徒の人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努める。

2 いじめ未然防止のための取組

生徒一人一人の規範意識を高めるよう、中学校及び家庭や地域と連携し道徳心の育成を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図る。また、生徒一人一人が自分の進歩や成長を実感し、自発的に学習を深めることができるような授業づくりに取り組む。

(1) 中学校及び家庭や地域と連携した教育の充実

- ・中学校との連絡を密にし、個々の生徒の人間関係についての的確に把握する。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会、また三者面談などを通して、生徒の生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図る。
- ・外部の専門家を招いた講演会などを実施する。

(2) 体験活動の充実

- ・自分と友人の違いや良さに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、職場体験、研究旅行、部活動等の充実を図る。

(3) 自発的に学習を深めることができる授業づくり

- ・生徒一人一人が、満足感や達成感を味わい、自発的に次の学習に取り組めるような授業づくりを進める。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等をとおし、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努める。

(1) 学校生活アンケートの実施

- ・年3回（6月、12月、3月）に学校生活アンケートを行い、必要に応じて状況を把握するために面談などを実施する。また、心配な生徒に関しては必要に応じて保護者へも知らせる。

(2) 二者面談の実施

- ・学級担任が面談をとおして、生徒の悩みや不安等を聞き取る。

(3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、教頭、生徒指導主事が生徒や保護者の相談窓口となることを、学級通信や学年通信等をとおして周知する。

(4) 「御所野学院高等学校いじめ対策委員会」での情報共有

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり、組織的に対応する。

対応に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により心からの反省を促す。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図る。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「御所野学院高等学校いじめ対策委員会」で、生徒への対応方針及び役割分担を決める。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った事実関係を明らかにし、状況を正確に把握する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者の心情に寄り添い、心のケアを図る。
- ・いじめた生徒に対する毅然とした指導をとおし、心からの反省を促す。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図る。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図る。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図る。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供する。
- ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続する。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議する。

5 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置する。

- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭において「御所野学院高等学校いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行う。
- ・基本方針や年間計画の策定、見直しを行う際には、上記の教職員に加え、スクールカウンセラー、学校教育懇談員、学校医、PTA 役員等の参加を得て、連携し、協議を行う。

6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

校報や PTA などをおし、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、生徒を見守る体制づくりに努める。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広く知らせる。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにする。

(2) 学年・学級 PTA における説明・協議

- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議する。

(3) 講演会等の実施

- ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催する。

(4) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、生徒の活動を紹介する。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介する。

7 いじめ対策年間計画

	1 年	2 年	3 年	委 員 会
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 二者面談 携帯・スマートフォン調査 面談週間・P T A 総会 </div>			いじめ対策委員会 (年間計画)
5	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 60%;"> いじめ防止基本方針 HP に up </div>			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 第 1 回学校生活アンケート Q U 検 査 </div>			いじめ対策委員会 (アンケート分析)
7	学院祭	学院祭	学院祭	
8	三者面談	三者面談 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 2px 0;">インターンシップ</div>	三者面談	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 携帯電話・スマートフォン講習会 </div>			
9	学年 P T A	学年 P T A		いじめ対策委員会 (検査結果分析)
10		修学旅行		
11				
12	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 第 2 回学校生活アンケート </div>			いじめ対策委員会 (アンケート分析)
1	三者面談	三者面談		
2				
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 第 3 回学校生活アンケート </div>			いじめ対策委員会 (年度末評価・改善)